

改正

令和4年3月23日告示第22号

庄原市サテライトオフィス誘致促進事業補助金交付要綱

庄原市サテライトオフィス誘致促進事業補助金交付要綱（平成31年庄原市告示第36号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この要綱は、市内において新たにテレワーク等を実施するためのサテライトオフィスを整備する者に対し、予算の範囲内で庄原市サテライトオフィス誘致促進事業補助金（以下「補助金」という。）を交付し、サテライトオフィスの誘致を促進することにより、市内の産業振興及び地域経済の活性化を図るため、当該補助金の交付に関し、庄原市補助金交付規則（平成17年庄原市規則第46号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）テレワーク 情報通信技術の活用により場所及び時間その他の制約にとらわれない柔軟な働き方
- （2）サテライトオフィス 通信回線を活用し、テレワーク等により本社と同等の業務を行うことができる当該本社の遠隔地に設置されるオフィス
- （3）常用雇用労働者 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第4条第1項に規定する被保険者（補助対象者）

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、次のいずれにも該当するものとする。

- （1）サテライトオフィスを市内に新たに開設すること。
- （2）超高速情報通信網及び市内の建物等を活用していること。
- （3）市内に営業拠点及び事業場を有していないこと。
- （4）3年以上継続して事業を行う意思があること。
- （5）サテライトオフィスにおいて、新たに1人以上の常用雇用労働者を雇用すること又は市外の他の事業場で雇用している常用雇用労働者を1人以上異動させること。
- （6）サテライトオフィスにおいて、日本標準産業分類（平成25年総務省告示第405号）に基づく業種のうち別表第1に定める業種又は市長が適当と認める業種を営むこと。

(7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有しないこと。

（補助対象経費等）

第4条 補助金交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）、補助金の額等は、別表第2のとおりとする。

（交付申請）

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、庄原市サテライトオフィス誘致促進事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 事業計画書（様式第2号）

(2) 収支予算書（様式第3号）

(3) その他市長が必要と認める書類

2 申請者は、前項に定める申請に当たっては、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）及び地方税法（昭和25年法律第226号）の規定により仕入れに係る消費税及び地方消費税として控除できる部分の金額に補助金所要額を補助対象経費で除して得た率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税仕入控除税額」という。）を減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

3 第1項に規定する申請は、毎年度1月31日までに行わなければならない。ただし、市長が適当と認める場合は、この限りでない。

（交付決定）

第6条 市長は、前条に定める申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付を決定したときは庄原市サテライトオフィス誘致促進事業補助金交付決定通知書（様式第4号）により、交付しないことを決定したときは庄原市サテライトオフィス誘致促進事業補助不交付決定通知書（様式第5号）により申請者に通知するものとする。

（届出等の義務）

第7条 前条に定める交付決定を受けた申請者（以下「補助事業者」という。）は、事業着手と同時に事業着手届（様式第6号）を、事業完成と同時に事業完成届（様式第7号）を市長に提出しなければならない。

(事業計画の変更等)

第8条 補助事業者は、交付決定に係る事業（以下「補助事業」という。）の計画を変更しようとするときは、庄原市サテライトオフィス誘致促進事業補助金計画変更承認申請書（様式第8号）に必要な書類を添えて市長に提出し、承認を受けなければならない。ただし、次のいずれにも該当する軽微な変更の場合は、この限りでない。

(1) 補助対象事業の目的の達成に支障を招くことなく、かつ、事業の能率低下に影響が及ばない細部について行う変更

(2) 補助事業に要する経費全体の20パーセント以内の変更

(3) 補助金交付決定額の10パーセント以内の減額の変更

2 市長は、前項に定める申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、これを承認し、庄原市サテライトオフィス誘致促進事業補助金計画変更承認通知書（様式第9号）により当該補助事業者に通知するものとする。

3 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、庄原市サテライトオフィス誘致促進事業補助金事業中止等（廃止）申請書（様式第10号）により市長の承認を受けなければならない。

4 補助事業者は、補助事業が予定の期限内に完了しないとき又はその遂行が困難となったときは、市長に報告し、指示を受けなければならない。

(消費税仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第9条 補助事業者は、補助事業完了後に消費税の申告により補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合は、速やかに消費税仕入控除税額報告書（様式第11号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項に定める報告があったときは、当該消費税仕入控除税額に相当する額の全部又は一部を返還させるものとする。

(実績報告)

第10条 前条の規定による交付決定を受けた申請者（以下「補助事業者」という。）は、交付決定に係る事業（以下「補助事業」という。）が完了したときは、庄原市サテライトオフィス誘致促進事業補助金実績報告書（様式第12号）に収支決算書（様式第13号）その他市長が必要と認める書類を添えて、事業完了の日から30日を経過した日又は補助金交付決定の通知を受けた日の属する年度の翌年度の4月20日のいずれか早い日までに市長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定等)

第11条 市長は、前条に定める実績報告書が提出された場合において、当該補助事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付する補助金の額を確定し、庄原市サテライトオフィス誘致促進事業補助金交付確定通知書（様式第14号）により当該補助事業者に通知するものとする。

2 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、庄原市サテライトオフィス誘致促進事業補助金請求書（様式第15号）により市長に請求しなければならない。

（その他）

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、令和2年10月13日から施行し、令和2年10月1日から適用する。

（失効）

2 この告示は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。ただし、令和7年3月31日までに、この告示により交付決定したのものについてなされた処分、手続その他の行為は、なおその効力を有する。

（新型コロナウイルス感染症経済対策における特例）

3 令和3年3月31日までに第6条の規定による交付決定を受けた補助事業に係る補助対象経費等については、第4条の規定にかかわらず、次の表のとおりとする。

項目	対象経費	補助率	限度額等	補助回数等	申請書提出期限
雇用経費	サテライトオフィスで雇用する常用雇用労働者（自社の雇用保険被保険者に限る。）の確保に要する経費	定額	（1）限度額 常用雇用労働1人につき30万円。ただし、本市に住所を要する者を雇用する場合は、1人につき50万円とする。 （2）対象人数 3人を限度とする。	1回限り	サテライトオフィスを開設し事業を開始した日以後6月以内
建物取得・改修費	建物の取得費又は改修費	対象経費の4分の3以内	（1）建物取得のうち新築の場合は	1回限り	改修工事に着手する10日前まで

			450万円、中古物件 の場合は300万円 (2) 建物改修150 万円		
機器等購入 費	機器等の購入に 係る経費	対象経費の4 分の3以内	75万円	1回限り	機器等の購入の 契約締結まで
リース料	自動車のリース 料で、交付決定 日の属する月か ら36月以内に係 るもの	対象経費の2 分の1以内	月額1万8千円	1回目及び2回 目は12月分の借 上料完納後と し、3回目及び 4回目は6月分 の借上料完納ご ととする。	サテライトオフ イスを開設し事 業を開始した日 以後1年以内
賃借料	建物賃借料（共 益費及び駐車場 賃借料を含む。） で、交付決定日 の属する月から 36月以内に係 るもの	対象経費の2 分の1以内	月額4万円	1回目及び2回 目は12月分の借 上料完納後と し、3回目及び 4回目は6月分 の借上料完納ご ととする。	サテライトオフ イスを開設し事 業を開始した日 以後1年以内
工事費	光回線の引き込 みに係る工事費	対象経費の4 分の3以内	7万5千円	1回限り	工事着手の10日 前まで
回線使用料	光回線使用料 で、交付決定日 の属する月から 36月以内に係 るもの	対象経費の2 分の1以内	月額2万円	1回目及び2回 目は12月分の使 用料完納後と し、3回目以降 は6月分の使用 料完納ごととす る。	サテライトオフ イスを開設し事 業を開始した日 以後1年以内

附 則（令和４年３月２３日告示第２２号）

この告示は、令和４年３月２４日から施行する。

別表第１（第３条関係）

G 情報通信業	39 情報サービス業	391 ソフトウェア業
		392 情報処理・提供サービス業
	40 インターネット附随サービス業	401 インターネット附随サービス業
	41 映像・音声・文字	411 映像情報政策・配給業
		412 音声情報政策業
		414 出版業
415 広告制作業		
416 映像・音声・文字情報政策に附帯するサービス業		
L 学術研究、専門・技術サービス	72 専門サービス業	726 デザイン業
		728 経営コンサルタント業，純粋持株会社 (ただし、7282純粋持株会社を除く。)
	73 広告業	731 広告業
	74 技術サービス業	742 土木建築サービス業
		743 機械設計業

別表第２（第４条関係）

項目	対象経費	補助率	限度額等	補助回数等	申請書提出期限
建物取得・改修費	建物の取得費又は改修費	対象経費の2分の1以内	(1) 建物取得200万円 (2) 建物改修50万円	1回限り	改修工事に着手する10日前まで
機器等購入費	機器等の購入に係る経費	対象経費の2分の1以内	50万円	1回限り	機器等の契約締結まで
リース料	自動車のリース	対象経費の2	月額1万8千円	1回目及び2回	サテライトオフ

	料で、交付決定日の属する月から36月以内に係るもの	分の1以内		目は12月分の借上料完納後とし、3回目及び4回目は6月分の借上料完納ごととする。	イスを開設し事業を開始した日以後1年以内
賃借料	建物賃借料（共益費及び駐車場賃借料を含む。）で、交付決定日の属する月から36月以内に係るもの	対象経費の2分の1以内	月額4万円	1回目及び2回目は12月分の借上料完納後とし、3回目及び4回目は6月分の借上料完納ごととする。	サテライトオフィスを開設し事業を開始した日以後1年以内
工事費	光回線の引き込みに係る工事費	対象経費の2分の1以内	5万円	1回限り	工事着手の10日前まで
回線使用料	光回線使用料で、交付決定日の属する月から36月以内に係るもの	対象経費の2分の1以内	月額2万円	1回目及び2回目は12月分の使用料完納後とし、3回目以降は6月分の使用料完納ごととする。	サテライトオフィスを開設し事業を開始した日以後1年以内

様式（省略）